

福県医発第 2306 号（地）
令和 4 年 11 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルスワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への
対応について（再周知）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生」については、令和 3 年 3 月 26 日付福県医発第 3348 号（地）にて下記の留意事項について連絡しておりました。

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルスワクチン接種後のアナフィラキシーが疑われる事例が引き続き報告されていることから、各自治体に対し、管内の接種会場における接種後にアナフィラキシーが生じた場合の体制等について改めて確認し、医療機関へ注意喚起を行うよう依頼した旨、日本医師会を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 本剤の接種にあたっては、予診時に、アレルギー疾患の既往やアナフィラキシーを含む即時型のアレルギー反応の既往について適切に確認すること。
2. 本剤接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。
3. 被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際、速やかに適切な処置を実施し、必要に応じて医療機関へ搬送するため、関係部局と連携し必要な体制を確保すること。

日医発第 1605 号（健Ⅱ）
令和 4 年 11 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菴 敏
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について
(再周知)

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知協力方依頼がありました。

本事務連絡は、新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシーが疑われる事例が引き続き報告されていることから、各自治体に対し、管内の接種会場における接種後にアナフィラキシーが生じた場合の体制等について改めて確認し、医療機関へ注意喚起を行うよう依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」
(現時点最新版（13 版）は[令和 4 年 11 月 11 日付日医発第 1597 号（健Ⅱ）](#) 参照)
- ・コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生について（[令和 3 年 3 月 19 日（健Ⅱ 557F）](#)）（[法安 172](#)）参照）
- ・新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について（[令和 3 年 4 月 6 日（健Ⅱ 16F）](#)）（[地 11](#)）

事 務 連 絡
令和4年 11 月 10 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について
(再周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシーが疑われる事例が引き続き報告されていることから、今般、別添のとおり、各地方公共団体に対して、アナフィラキシーが生じた場合に適切に対応いただくよう体制等について改めてご確認いただくとともに、管内の医療機関に注意喚起を行っていただくよう依頼いたしました。

貴会及び地域医師会におかれても、引き続き、接種後にアナフィラキシーが生じた場合の適切な対応についてご協力をお願いいたします。

以上

事務連絡
令和4年11月10日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者への対応について
(再周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの接種に伴って副反応が生じた者への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等に基づき御対応いただいているところです。

また、アナフィラキシーが生じた場合の対応については、「コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生について」（令和3年3月15日付け健発0315第8号・薬生発0315第13号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）及び「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」（令和3年3月31日付け医政地発0331第1号・健健発0331第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長、健康局健康課長連名通知）において、留意事項等を周知してきたところです。

新型コロナワクチン接種後にアナフィラキシーが生じた場合については、これまでも上記通知等に基づいて御対応いただいていたところですが、当該症状が疑われる事例が引き続き報告されていることから、各自治体におかれては、管内の各接種会場において、接種後にアナフィラキシーが生じた場合に適切に対応いただくよう体制等について改めてご確認いただくとともに、管内の医療機関に注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

以上